

住所異動確認調査における宮城県の 対応と課題

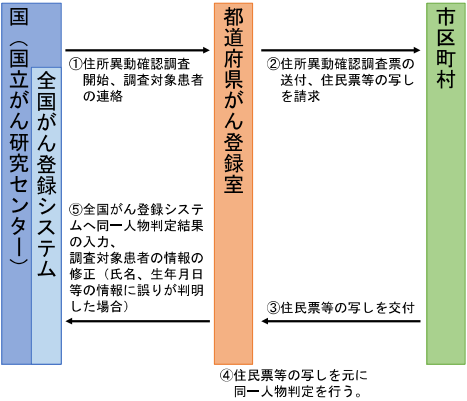
P3-7



植野由佳¹⁾、目崎はる香¹⁾、佐藤洋子¹⁾、三上亜紀¹⁾、齋藤美登里¹⁾、
片桐優希¹⁾、金村政輝¹⁾、
1) 宮城県立がんセンター 宮城県がん登録室
2) 宮城県立がんセンター 研究所 がん疫学・予防研究部

【はじめに】

<住所異動確認調査の流れ>



【全国がん登録事業に係る住所異動確認調査 説明資料 令和5年5月 国立がん研究センター】記載の「住所異動確認調査の具体的な流れ」を図で表現

<住所異動確認調査とは？>

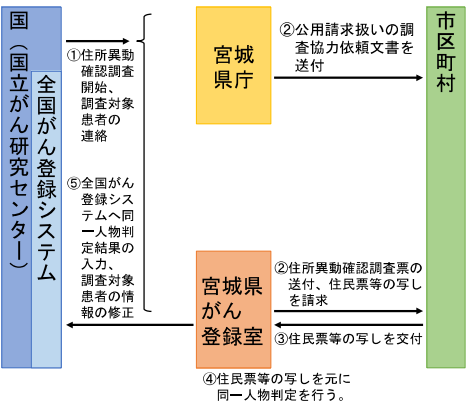
- ・がん登録等の推進に関する法律（法第10条、第13条）に基づき行われる調査。
- ・全国がん登録の照合～同定作業において、ある患者の〔同姓同名〕〔同生年月日〕の人物がいるものの、住所の違いなどから、同一人物と判断ができない場合に、追加で住所異動の情報を取得することによって、同一人物判定を補助するもの。

都道府県がん登録室より送付される調査票の例

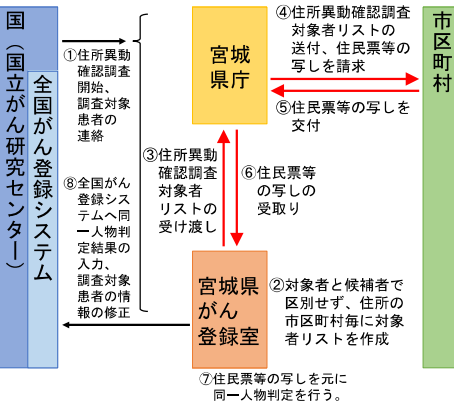
【全国がん登録事業に係る住所異動確認調査 説明資料 令和5年5月 国立がん研究センター】より抜粋

宮城県では<住所異動確認調査の流れ>の一部の
手順を改善し運用しているので報告する。

【2018年（変更前）】



【2019年（変更後）】



宮城県より送付している住所異動確認調査対象者リスト

氏名	性別	生年月日	住所	備考
田中 太郎	男	1980/01/01	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	
山田 花子	女	1985/03/05	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	
佐藤 一郎	男	1990/07/10	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	
鈴木 美咲	女	1995/11/20	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	
高橋 健太	男	2000/05/15	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	
渡辺 真由	女	2005/09/01	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	
小林 大輔	男	2010/12/25	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	
加藤 莉子	女	2015/06/10	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	
伊藤 拓海	男	2020/02/28	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	
松本 千尋	女	2025/08/05	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	

【改善された点】

- ・公用請求により、市区町村の負担は減少した。
- ・調査対象者と候補者を区別せず、全ての人物を各市区町村へ依頼し、住民票の写し（または除票）を交付してもらうことで、同一人物判定作業の標準化を図ることができた。

【課題点】

- ・県を媒介することで移送時間が多く発生する。
- ・対象者情報に誤りがあった場合、市区町村から「該当者なし」と回答され、判定作業ができないことがある。
- ・対象者情報について問合せがあった場合、患者情報の届出施設へ情報を確認しているが、他県の施設だった場合は問合せができず、別人と判定することがある。

【結語】

- ・同一人物の判定作業を当室で行うことで、同一の基準で判定できている。
- ・しかし、個人情報移送や、対象者情報の問合せに関する対応など作業負担も大きい。
- ・同一人物の判定が効率よく行えるよう、マイナンバーなど一意のデータを登録対象とするなどの方策の導入を期待したい。

日本がん登録協議会第33回学術集会C01開示 筆頭演者名：植野 由佳
当演題発表に関し、開示すべきC01はありません。